

第13回
大野郡5町2村合併協議会
会議録

第 1 3 回大野郡 5 町 2 村合併協議会議事録

開催日時	平成16年 4 月 8 日 (木) 午後 1 時 30 分 ～ 午後 4 時 25 分
開催場所	三重町中央公民館 体育室
出席者	別紙
経過報告 議 事	<p>(経過報告)</p> <p>報 告 報告第 19 号 大野郡 5 町 2 村合併準備会設置について</p> <p>協議事項</p> <p>< 新規協議 ></p> <p>協議第 50 号 使用料・手数料等の取扱い(その 1) について 「協定項目第 16-1 号」 協議第 51 号 公共的団体等の取扱い(その 1) について 「協定項目第 17-1 号」 協議第 52 号 補助金、交付金等の取扱い(その 1) について 「協定項目第 18-1 号」 協議第 53 号 高齢者福祉事業の取扱いについて 「協定項目第 32 号」 協議第 54 号 その他の福祉事業の取扱いについて 「協定項目第 38 号」 協議第 55 号 農林水産事業の取扱い(その 1) について 「協定項目第 41-1 号」 協議第 56 号 学校教育事業の取扱い(その 3) について 「協定項目第 46-3 号」</p> <p>提 案</p> <p>協議第 49 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて 「協定項目第 7 号」</p> <p>協議第 57 号 使用料・手数料等の取扱い(その 2) について 「協定項目第 16-2 号」 協議第 58 号 公共的団体等の取扱い(その 2) について 「協定項目第 17-2 号」 協議第 59 号 補助金、交付金等の取扱い(その 2) について 「協定項目第 18-2 号」 協議第 60 号 広報広聴事業の取扱い(その 2) について 「協定項目第 28-2 号」 協議第 61 号 病院・診療所の取扱いについて 「協定項目第 35 号」 協議第 62 号 農林水産事業の取扱い(その 2) について 「協定項目第 41-2 号」 協議第 63 号 商工観光事業の取扱い(その 2) について 「協定項目第 42-2 号」 協議第 64 号 勤労者・消費者事業の取扱いについて 「協定項目第 43 号」 協議第 65 号 建設事業の取扱い(その 2) について 「協定項目第 44-2 号」 協議第 66 号 社会福祉協議会の取扱い(その 2) について 「協定項目第 49-2 号」</p> <p>その他 第 1 4 回以降大野郡 5 町 2 村合併協議会の日程について</p>
議 長	大野郡 5 町 2 村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄

会 議 次 第

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 開催地町長あいさつ
4. 経過報告
5. 議事録署名人の指名について
() ()

6. 議事

報 告

報告第 19 号 大野郡 5 町 2 村合併準備会設置について

協 議

< 新規協議 >

- | | | |
|----------|------------------------|----------------|
| 協議第 50 号 | 使用料・手数料等の取扱い(その 1)について | 「協定項目第 16-1 号」 |
| 協議第 51 号 | 公共的団体等の取扱い(その 1)について | 「協定項目第 17-1 号」 |
| 協議第 52 号 | 補助金、交付金等の取扱い(その 1)について | 「協定項目第 18-1 号」 |
| 協議第 53 号 | 高齢者福祉事業の取扱いについて | 「協定項目第 32 号」 |
| 協議第 54 号 | その他の福祉事業の取扱いについて | 「協定項目第 38 号」 |
| 協議第 55 号 | 農林水産事業の取扱い(その 1)について | 「協定項目第 41-1 号」 |
| 協議第 56 号 | 学校教育事業の取扱い(その 3)について | 「協定項目第 46-3 号」 |

提 案

- | | | |
|----------|------------------------|----------------|
| 協議第 49 号 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて | 「協定項目第 7 号」 |
| 協議第 57 号 | 使用料・手数料等の取扱い(その 2)について | 「協定項目第 16-2 号」 |
| 協議第 58 号 | 公共的団体等の取扱い(その 2)について | 「協定項目第 17-2 号」 |
| 協議第 59 号 | 補助金、交付金等の取扱い(その 2)について | 「協定項目第 18-2 号」 |
| 協議第 60 号 | 広報広聴事業の取扱い(その 2)について | 「協定項目第 28-2 号」 |
| 協議第 61 号 | 病院・診療所の取扱いについて | 「協定項目第 35 号」 |
| 協議第 62 号 | 農林水産事業の取扱い(その 2)について | 「協定項目第 41-2 号」 |
| 協議第 63 号 | 商工観光事業の取扱い(その 2)について | 「協定項目第 42-2 号」 |
| 協議第 64 号 | 勤労者・消費者事業の取扱いについて | 「協定項目第 43 号」 |
| 協議第 65 号 | 建設事業の取扱い(その 2)について | 「協定項目第 44-2 号」 |
| 協議第 66 号 | 社会福祉協議会の取扱い(その 2)について | 「協定項目第 49-2 号」 |

その他

今後のスケジュールについて

7. 閉会あいさつ

第13回大野郡5町2村合併協議会出席者名簿（平成16年4月8日開催）

町村名	職名	氏名	備考
三重町	三重町長	芦刈幸雄	会長
	三重町議会議長	生野照雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小野幸義	
清川村	清川村長代理（助役）	和田信幸	監事
	清川村議会議長	江藤秀明	
	清川村新市まちづくり委員長	衛藤康晴	
緒方町	緒方町長	山中博	副会長
	緒方町議会議長	伊藤憲義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大塚尊俊	
朝地町	朝地町長	羽田野昭太郎	
	朝地町議会議長	浅野益美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森憲一	
大野町	大野町長	佐伯和光	
	大野町議会議長	清田満作	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	城井学	
千歳村	千歳村長	阿南宏	
	千歳村議会議長	高野健治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮成三生	
犬飼町	犬飼町長	山村昭三	
	犬飼町議会議長	若松成次	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐藤忠憲	
大分県	大野地方振興局長	林満男	
事務局	局長	赤嶺信武	
	次長	倉原浩志	
		田北厚生	総務班
		江藤喜啓	企画部会
		和田裕之	産業部会
	局員	佐保正幸	総務部会
		後藤将彰	
		清水康士	企画部会
		衛藤成史	文教部会
		佐藤浩	
		隈田原勇次	建設部会
		内田健児	民生部会
		関谷隆一	
		池永善博	
		衛藤恒範	産業部会
首藤英治	総務班		

赤嶺議会事務局長

それでは会議に入らせていただきます。開会あいさつを副会長であります、緒方町の町長の山中町長よりしくお願いいたします。

山中 副会長（緒方町長）

こんにちは。4月に入りまして新年度も始まり、早々お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、ただ今から第13回の大野郡5町2村合併協議会を開催致します。どうぞよろしくお願いいいたします。

赤嶺議会事務局長

ありがとうございます。続きまして、地元町長のあいさつを兼ねまして会長あいさつを芦刈会長よりしくお願いいたします。

芦刈会長（三重町長）

はい、皆様こんにちは。本日は平成16年度、年度初めで何かとお忙しい中、委員の皆様方におかれましては第13回の大野郡5町2村合併協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、本年の1月15日第7回の協議会から清川村で開催場所を5町2村の持ち回りということにさせていただきました。

そして本日の第13回の協議会で、この三重町会場の開催で、全町村の会場を回ったこととなります。これにつきましては、協議会の議論を広く公開を致しまして、地元の皆様にそれぞれの町村の合併協議に積極的に参加をしていただくという趣旨からでございます。

当協議会におきましては、今後とも開かれた協議の中で住民皆様の参加によります合併協議を推進してまいる所存でございます。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

本日の議事につきましては、2件の議案それから協議事項が7件、新規提案が11件でございます。多くの案件がございますが、慎重かつ厳正な審議をお願い申し上げまして開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

赤嶺議会事務局長

ありがとうございます。本日のこの会場は三重町職員の方々のご協力をいただきまして準備することができました。事務局からもお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。それでは引き続きまして事務局より経過報告を致します。

資料1の2ページをご覧いただきたいと思ひます。

3月25日月曜日であります、第12回の協議会を犬飼町で行っております。この時の協議案件としまして9項目、提案項目で協議50号から56号7項目提案をし、この7項目の提案につきまして本日の確認ということになっております。

3ページをご覧ください。3月31日土曜日であります、第6回議会議員定数等検討小委員会を行っております。

4月1日第12回幹事会を行っております。本日の提案の協議をしたところであり、4月5日第21回の町村長連絡会を開催しております。

4月8日本日が第13回の協議会というふうな経過になっております。

次第の5以降につきましては、協議会規約第10条の第2項によりまして会長が議長を務めるとなっておりますので、会長よりしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、これからの協議につきましては、議長として議事を進行させていただきますが、委員の皆様方のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最初に、議事録署名人の指名についてですが、その前に本日は清川の森村長さんが所用のために和田助役さんが出席をしておりますが、代理出席を認めますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

議事録署名人の指名についてですが、大野町長の佐伯町長さん、それから三重町新市まちづくり委員長の小野委員長さんの2名にお願いをしたいと思います。お二人の方どうぞよろしくお願いを致します。

それでは早速議事に入らせていただきますが、報告と致しまして報告第19号大野郡5町2村合併準備会設置について事務局の方から報告をお願いします。

倉原事務局次長

事務局次長の倉原です。私の方から報告第19号につきましてご説明させていただきたいと思っております。お手元の資料の1の4ページをお開きください。報告第19号として大野郡5町2村合併準備会の設置ということで挙げております。

5ページに5町2村合併準備会設置要綱の一文を記載をしております。まず、ご説明に入ります前に前提と致しまして、現在、大野郡5町2村では、今日も議論していただきますが、52項目の合併協定項目を定め協議調整を行っております。

その中で新市の情勢体制や事務事業についての基本的な考え方を定めるとともに、おおむねの調整方針を決定しております。しかしながら合併準備、新しい市になるということではこうした合併協定項目の調定手法とは異なりまして、今ある現在の5町2村が地方公共団体として行っているすべての事務事業について洗い出しを行い、この中から合併前に調整、統合しておくべき事項を拾い上げた上でそういった作業を合併期日までに完了するのが求められます。

そういったものに対応する組織と致しまして、大野郡5町2村合併準備会というものを設けるといってございまして、そのイメージと致しましては、6ページをお開きください。概念図という形になっております。このたび設けます合併準備会につきましては、先ほど申しましたようにすべての行政事務というものの、洗い出しを行うために設置するものであります。

新市の行政事務始動にかかる、行政業務の組織、そういう位置付けであります。組織的には、下の方からご説明致します。作業班というのを設けます。

これにつきましては、5町2村の課長補佐級以下の業務を担当している方で構成してきたいと、中身につきましては、行政事務始動に必要な全項目の洗い出しと調整を行う、のちほど説明致しますが、71のグループを今予定しております。その上に担当課長で構成する調整班、これものちほど説明しますが、17班のグループに当面考えております。

この2つがメインとなりまして、様式の統一等から、今まで協定項目の中であがってきた方針を踏まえて、3月31日に新しい市が、動けるように準備していくという行政内部の組織ということでございます。そういうことでこの左の方に書いておりますが、これを作ることによって、5町2村の全職員が最低でもひとつの調整班、作業班に属し、事務分掌単位での詰めの調整を行っていくという作業です。調整班、作業班の作業を受けまして、その上に調整幹事会という組織を考えております。これは、今の合併協議会の中の幹事会を構成しているメンバーと同じメンバーを考えております。実際には幹事会の場を活用しながら、この調整幹事会も、行うというふうに考えております。中身としましては、協議会に付議する事項の振り分け、また行政内部の事業の決定、こういったものを幹事会の中で考えます。

さらにその上に調整町村長会議、これは今の協議会の町村長連絡会、町村長の方で構成

されるのを考えております。これも連絡会の場を活用しながら協議していくと。町村長の中では協議会に付議する事項、今まで住民の皆様非常に密接に関係している項目や、前提案による協議、こういったものがこの協議会の場を活用しながら行っていく、という考えであります。それで、先ほど申しましたが、調整班、作業班の細かい区分けであります。7ページ、8ページに書いてあります。

調整班につきましては、総務部門、企画部門、住民部門、税務部門、健康福祉部門、8ページにいきまして環境衛生、産業、最後広域消防まで、17つのグループ、言い換えますと、新しい市の行政体制のひな形で、今6個の部会に分けていますが、さらにそれが細かくなるということでもあります。

作業班につきましては、7ページ右側に書いてありますが、例えば総務部門の中では財政を担当する部分、管財担当、議会自治会等を担当する総務担当、災害消防を担当する消防防災担当、こういった形で非常に小さい単位で事務分掌ごとに行政レベルでの調整をしていくという組織を設けるということでもあります。この組織につきましては、来週から各町村回りまして、職員の方にはご説明をしていながら、なるべく早い時期に実際の動きができるように考えております。以上であります。

芦刈会長

はい、ただ今、大野郡5町2村合併準備会設置について説明、報告を申し上げましたが、何か質問とか意見等がございますか。よろしいですか、はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして議案に移らせていただきます。議案第19号大野郡5町2村合併協議会専門部会規定の一部改正について、議題と致します。

事務局（総務班 田北）

総務班田北でございます。よろしく申し上げます。資料の9ページをお開けください。議案第19号大野郡5町2村合併協議会専門部会規定の一部改正について申し上げます。

4月1日の緒方町の課名変更に伴います、改正でございます。別表10ページに載せております、民生部会の中で、すこやか福祉センター事務長を、すこやかセンター事務長に改め、付則としまして、この規定は、議決のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。以上です。

芦刈会長

はい、専門部会の規定の一部改正ということでただ今、事務局の方から説明がございましたが、よろしいですか。ありがとうございました。続きまして、議案第20号大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規定の一部改正について、事務局説明をお願いします。

事務局（総務班 田北）

引き続きまして、11ページをご覧ください。議案第20号大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規定の一部改正について、申し上げます。

4月1日から緒方町国保総合病院が新しく開院しまして、公立おがた総合病院というふうになりました。そこで本規定の第1条中緒方町国保総合病院を、公立おがた総合病院に改める。付則としまして、この規定は議決のあった日から施行し平成16年4月1日から適用する。以上です。

芦刈会長

はい、公立医療施設総合検討専門委員会設置規定の一部改正について説明がございましたが、よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして、協議に入らせていただきます。新規協議と致しまして、7協議がござい
ますが、前回3月25日の第12回の提案の時にも説明を申し上げておりますが、今回事務局
の方から再度ポイントのみを説明を申し上げ、協議に入らせていただきますのでよろしく
お願いいたします。

それでは協議第50号使用料、手数料の取扱い(その1)について協議をさせていただきます。
事務局、説明をお願いします。

事務局(総務部会 佐保)

はい、こんにちは。事務局総務会担当佐保と申します。よろしくお願いいたします。

それでは私の方から協議第50号使用料、手数料の取扱い(その1)でございますが、
このことについては総務、企画、民生、文教部会の部分でございます。ポイントのみご説
明を申し上げます。

使用料、手数料については、条例等で定められています。新設合併については、従来の
取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例を変更されるよ
うに準備をする必要があります。それぞれについては暫定的に施行させていくということ
になります。この場合、注意をしておくことにつきましては、住民間の負担の公平を確保
していく、あるいは住民の不平等、不利益にならないようにということの基本として、進
めていくということでございます。

使用料の考え方でございますが、前回ご説明を申しましたように、各町村にはさまざま
な施設がございます。それぞれ、築年度、あるいは設備の内容、あるいは使用頻度等維持
管理費に相違があります。従って、当然、その使用料には差があるということございま
す。合併までの短期間の中に、ここを統一していくということについては、非常に困難な
ことが予想されて、先進事例では現行通りというふうな例になっております。

本日までの議論については、こうした状況の中でも築年度や設備こういったものが比較
的同一、近いものについては合併までにそういった努力をする必要があるというふうなご
意見も出ました。こういった意見も十分配慮して、合併準備会の中で、対応していくとい
うことになろうかなというふうに思っています。

それからもう1点、施設の中には料金を取っているところと取っていない、無料だとい
うところがございます。新市になりますと、町村の垣根が取られます。したがって、新市の
市民は、その原則として、現行とおりとなれば、その料金で当面それでいくということに
なります。

ただ新市の料金のあり方については新市の中で検討していくということもあわせて、申
し上げておきたいというふうに思います。手数料については、住民の一体性の確保、負担
公平の原則を基本になりますから、合併前に統一をしていくと、こういうことになります。

以上の部分で提案内容としては、2点でございます。

使用料については、原則として、現行の通りとする。ただし新市における住民の一体性
の確保を図るとともに、住民負担に考慮し負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方
等について新市において検討する。手数料については、住民の一体性の確保、負担公平の
原則を基本に合併時に統一する。以上2点で提案の内容でございます。ご協議をよろしく
お願いいたします。

芦刈会長

はい、協議第50号つきましてポイントのみを事務局の方からご説明がございましたが、
要望、意見等がございませうか。よろしいですか。はい、協議第50号使用料、手数料の取
扱いにつきましては、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であり
ます。ありがとうございました。協議第取50号使用料、手数料(その1)については原
案通り決定をさせていただきます。

続きまして、協議第 51 号公共的団体等の取扱い（その 1）について議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局（総務部会 佐保）

続きまして、説明を申し上げます。協議第 51 号公共的団体等の取扱い(その 1)でございます。合併市町村の区域にいつまでも従来の市町村単位の各種の公的団体が存在することは、新しい合併市の一体性の早期可決の上から好ましいことではないということが前提にあるかというふうに思います。

特例法の第 16 条第 8 項の中にも、こういった公共的団体の整理、統合は速やかに図るように努めなければならないというふうな努力義務があわせて表記をされているということでございます。5 町 2 村の合併協議会の公的団体の整理、方針についてですけれども、それぞれ 7 町村には、それぞれ多くの公共的団体が存在致します。

その中には、類似のものや、その町村独自の団体もございます。類似している団体については、名称や活動内容など細かい部分については違いがあるということになります。

一元化していくためには、それぞれ、法人組織とされておるのは、そういった登記の変更手続きも必要になりますし、それ以外についても規約あたりの変更が伴ってまいります。

このことを前提に、公共的団体の位置付けでございますけれども、ひとつは、市町村が関与している団体、これは、補助金を交付しているあるいは人的な支援をしているそういうことをまず 1 点として触れております。

それから 2 点目に法令に基づいて組織されている団体、それから 3 点目に市町村の事業について大きく関与している団体ということで、この 3 種類に分類がされるのではないかなと思っております。ただし、この協定項目で、挙げましたものにつきましては、特に事業関連で協議されますものについては除いてございます。

それから団体も非常に多数ございますので、この項では一覧表だけで整理をさせていただいております。特にまちづくり委員会のそれぞれ町村で開催をされて、独自の団体とはどういうふうな団体というようなご質問が事務局の方にまいったわけでありまして、基本的には法律に基づいて組織されている団体、あるいはそれぞれ町村の独自性というか地域の特性ということで組織されている団体がこれを指すというようなお答えをしたわけでございます。

それについては産業であったり、福祉であったり、教育であったり、文教であったり、それぞれあるだろうというふうに思います。以上のような公的団体の位置付けをもって努力義務団体に対してもできるだけ統一性をもっていくというふうな部分を加味して調整の方針を出しておるわけでございます。

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの団体の実績を尊重しながら、統合整備について次の通り調整に努める。

- (1) 大野郡 5 町 2 村または複数町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 大野郡 5 町 2 村で独自の目的をもった団体は、現行のとおりとする。

以上 3 点で調整方針をご提案申し上げます。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第 51 号につきまして要望、意見等がありましたらお受けしたいと思いますが、ございますか。はい、どうぞ。

大塚 委員（緒方町新市まちづくり委員長）

緒方町のまちづくり委員会でございます。この件につきましてですね、まちづくり委員会では、いろいろな質問が出ました。今、ご説明を受けましたが、この公共団体、これに対する、定義付け、こうはっきりしていただきたいという意見も出ております。一応そういう意見を付して原案通りということをお願いいたします。

芦刈会長

はい、その他ございませんか。今、緒方町のまちづくり委員長さんから公共的団体の定義の位置付けをはっきりというような意見でございましたが、何か事務局、それについてのお答えができれば。

事務局（総務部会 佐保）

はい、定義付けでございますけれども、先ほどご説明申し上げたわけでございますけれども、資料では3ページの右下の方にカッコ書きで、3番という部分で、公共的団体は次の通り整理するというので、3つ先ほど申し上げましたところで整理を致しておるわけですが、解釈とすれば、自治法の中で定められているものは、全てが入ってくるというふうに取られるわけですが、非常にここは大塚委員がおっしゃられるように不明瞭だと思っております。事務局としてはこの3点で整理をして今後そういう指導に努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

芦刈会長

はい、事務局としては、今後指導、努力していくということでございますが、よろしゅうございますか。はい、それでは協議第51号につきまして、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。ありがとうございます。協議第51号につきましては原案通り決定をさせていただきます。

続きまして、協議第52号補助金、交付金等の取扱い(その1)について議題と致します。事務局、説明をお願いします。

事務局（総務部会 佐保）

はい、協議第52号補助金、交付金等の取扱いその1についてご説明を申し上げます。この部分について一般的な取扱いの例ということで、まず整理をさせていただきたいというふうに思います。

まず、補助金、補助制度については、整理統合していくと、これがまず1点でございます。それから2点目として、公益上の必要性を失ったもの、または目的を達したもののこういったものは廃止していくという考えです。

それから、3点目、必要がある場合でも、複数の町村で同一または同種の団体または事業に対し、補助している制度についても統一していく必要があるということでございます。

4点目に合併関係町村においてそれぞれ特殊な事情で補助をしているという部分がございます。これについては議論のうえ、合併の市町村の均衡を考えて調整をしていく必要があるということ、これが基本的に一般的な取扱いとして、あげられているところでございます。

補助金交付金の取扱いにつきましては、これまで専門部会あるいは幹事会などにおいて、特に町村の単独事業において調整方針についてご議論をいただいたところであります。

結論として、原則として合併時に廃止して新市において、再構築するというふうな方針が決定されているところでありますが、この部分については、特にそういうふうなご議論

を経て、出てきたところでありますし、特に事業内容の他の協定項目の中では、その部分が議論されるであろうということでもあります。

ただこの項目であがっている補助金については、上部団体の部分と、町村の団体運営補助金の2つに区別を致しております。町村団体運営補助については、今、申し上げました方針が、やっぱり同様の解釈で適用されるのではないかなというふうに思っております。この部分については、ずいぶんご議論もあったわけでありましてけれども、一応そういう方針で臨んでもらってるわけでございます。

以上、基本的な考え方で補助金、交付金等の取扱いについて3点にわたって整理を致しているわけでございます。

- 1、大野郡5町2村は複数町村で、同一または同種の補助金等は、合併時に統一する方向で調整する。
- 2、大野郡5町2村で独自の補助金等は、原則として合併時に廃止し、必要なものについては、新市において調整する。

特にこの分については事業関係でもさまざまなご議論があったわけで、それぞれ合併準備会の中でこれから再度詰めていって、独自の部分についてはまた協議会の方でご報告を申し上げますということにしたいと思っております。

それから3点目、上部団体の負担金等については新市において調整する。これは国県それから豊肥関連、大野郡関連の上部団体ということでございますが、その方針をまっとう調整をしていくということでもあります。以上3点にわたって補助金交付金の取扱いについてご提案を申し上げます。ご協議をよろしくお願いいたします。

芦刈会長

協議第52号につきまして、説明を申し上げましたが、要望、意見等がございましたらお受けをしたいと思います。はい、どうぞ。

山村 委員（犬飼町長）

犬飼でございます。ただ今、説明の中に充分入っておるのでございますが、これは、調整項目で2点、第2の問題ですけれども、単独事業というような問題でございますけれども、私の方には、このページの中にございます、下の原水路管理組合の補助ということで、原則廃止というような問題が出てくるような状況でございます。

これは、必要なものについては、新市において調整するというところでございますが、この管理組合のことについては、本町の町部を流れております、水路の維持管理の補助でございます。本町はこれを防火水利として位置付けて、管理組合をつくって維持管理をしているわけでございますし、この管理組合の組合長は、町長がしているわけでございますし、実質的には、町が管理している状態でございます。そういう観点から、町村独自の補助金でございますが、このようなことから新市においても継続していただきたいということを要望して、原案には賛成するわけでございます。要望事項でございます。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか、はい、どうぞ。

清田 委員（大野町議会議員）

原案についてはいいと思っておりますけれども、15年度の予算の状況で補助金とか交付金が提示をされていると思うのですが、16年度の今の時代を反映した財政状況等を用いてですね、新しい時期に、提示していただきたいのですけれども。それと3番目の上部団体の負担金等ですけれども、この際やっぱり、特殊法人も含めた形で、上部団体のあり方とかいうものを、併せて見直していくことが必要じゃないかなと思いますので、検討をよろし

くお願いいたします。

芦刈会長

はい、ただ今、大野町の委員であります清田議長さんから、意見が出されましたが、要望が出されましたが、事務局、回答があれば。

事務局（総務部会 佐保）

はい。今お二方から意見が出されました。犬飼町長さんにつきましては、要望としてうかがっていきたいと思います。

それから大野町の清田委員さんから 15 年度の予算を計上しているということで、一度新しい直近の部分のデータを加味していく必要があるだろうというご指摘をいただきました。これについては、これから準備会の中で、漏れが無いように作業を進めてまいりたいというふうに思います。

その中で一番直近の金額も把握する予定でありますし、それをまた報告という形で、提示をさせていただきたいと思っております。

それから上部団体についてはおっしゃる通りで、それぞれ大野郡 5 町 2 村でありますけれども、当然、新市になればひとつになるわけですから、そういった部分の見直しと併せて先ほど申し上げました、上部団体そのものが機能しているかどうかという部分も、精査し、国、県あたりの指導を受けながら、準備会の中で調整していききたいというふうに思っています。よろしくお願い申し上げます。

芦刈会長

清田議長さん、よろしゅうございますか。はい、その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

大塚 委員（緒方町新市まちづくり委員長）

先ほど犬飼町さんの、ご意見とほとんど一緒でございますが、せっかくの合併ですから、この 2 の原則として、合併時に廃止するということについては、大いに検討していただきたいと、いう意見でありました。

しかしながら、この地域には地域の特性があるということで、その実情を十分考慮して調整してほしいという意見が特に出ました。原案に賛成であります。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。千歳村の委員さん。

宮成 委員（新市まちづくり委員長）

同じ意見です。

芦刈会長

はい、その他ございませんか。今 4 町村から出されましたが、要望ということで出されましたが、協議第 52 号補助金、交付金の取扱い（その 1）につきまして、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

はい、挙手全員であります。協議第 52 号については原案通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議第 53 号高齢者福祉事業の取扱いについて議題と致します。事務局、説明をお願いします。

事務局（民生部会 池永）

民生部会の池永と申します。協定項目 32 号高齢者福祉事業の取扱いについてポイントのご説明させていただきます。

5 点の調整内容としております。まず、1 点目ではありますが、高齢者福祉計画については、介護保険事業計画の見直しにあわせ、新市において策定をする。

2 点目としまして、高齢者の生活支援対策、介護予防対策、家族介護の支援対策、その他の高齢者対策事業等、国県制度に基づくものが多く、国または県の制度に基づき、全町村で実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、内容、利用料等に差異のあるものについては、合併までに調整する。

3 点目としまして、国または県の制度に基づき一部の町村で実施している事業については、実施事業、内容について合併までに調整する。

4 点目、各町村が実施している制度または事業の留意点としまして、敬老事業につきましても、統一した取り組みが必要であり、例えば、大野町の同和対策事業としての老人医療費助成等の成り立ちや、歴史的経緯がありますので、各町村の状況を考慮して、調整していく必要がある。各町村が独自に実施している制度、または事業については、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ、合併までに調整する。

5 点目としまして、福祉施設等についてではありますが、新市に引き継ぎ、その事業内容、運営方法等は、合併までに調整する。以上高齢者福祉事業の取扱いについて説明させていただきました。ご協議、よろしく申し上げます。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第 53 号につきまして提案説明を申し上げましたが、要望、意見等がございますか。はい、緒方町さん。

伊藤 委員（緒方町議会議長）

はい、いくつもの事項にかかるわけですが、各町村が独自に取り組んでいる事業につきましてはですね、それぞれの地域の事情、あるいは地区性等ありますので、この項も併せてできる限り、サービスを低い水準に合わせなくて、高い水準に合わせていただくように、できれば4の項をちょっと修正していただきたいなという思いではありますが、とりあえず要望という形をお願いを申し上げたいと思います。

芦刈会長

はい、続きまして、朝地町さん。

浅野 委員（朝地町議会議長）

朝地町です。今、緒方町さんからもございましたが、大まかに一緒でございますが、福祉のことありますので、ぜひそれぞれの町村の経緯がございますので、その辺を十分考慮していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

芦刈会長

はい、どうぞ。

山村 委員（犬飼町長）

緒方、朝地の議長さんの要望と一緒に趣旨であります。高齢者福祉事業については弱者を救済する制度であるので、現状サービスの低下を招かないように、できるだけ高い方向で調整をお願いしたいという要望でございます。原案には賛成でございます。

芦刈会長

はい、その他。はい、千歳村さん。

宮成 委員（千歳村新市まちづくり委員長）

千歳の宮成です。今、千歳で実施している高齢者いきいきサロン、こういうような健康長寿の老人を育てたり、寝たきりにならないための対策事業の対象者の輪を広げていけば、活動の輪を広げてほしいというような要望でございます。

芦刈会長

はい、大野町の議長。

清田 委員（大野町議会議長）

はい、先ほどと少し関連するわけでございますけど、例えば2ページの16年度は実施していないというような記載をされております。

ここは明らかに15年度の方であります。まあ町村によっては、16年度の数字が載っているものが実際にあるわけですから、やっぱり、数字を提示する以上は、統一した年度の数字を載せるようにして提出をお願いしたいと思います。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。ここで事務局、5町村から出ましたけど、総括して。

事務局（民生部会 池永）

独自の事業で、サービスの低下をしないようにというような意見が多数ございましたが、この件につきましても十分検討しまして、準備会の中で推進をしていきたいと考えております。

あと、千歳の方からいきいきサロンのことが出ましたが、その件に関しましては、この後提案致します、社会福祉協議会の方にも委託をしておりますので、そちらの方で調整するというふうになっています。

あと、大野町の清田議長さんから意見がありますが、16年度は実施しないということで書いてございますが、その件につきましては、現在15年度の資料ということで載せております。その中で16年度はしないという町村もございましたので、こういうふうな記載をしております。

芦刈会長

はい、どうぞ。

清田 委員（大野町議会議長）

ごもっともな説明でそのように理解をしておりますので、その点は心配なされないように、16年度しない方針を明記してあるならそれはそれでいいです。

だけど、項目によっては、町村が16年度実施するものが現実に載っているところがあるわけですから、載せる場合には、15年度なら15年度、16年度なら16年度と同位した年度の数字を提示してくださいというお願いをしているわけでありまして。

芦刈会長

はい、そのようなお願いということですが。事務局。

事務局（民生部会 池永）

その件につきましても、準備会の方で、そのようにしたいと考えております。

芦刈会長

はい。その他ございませんか。よろこびますか。はい、ただ今、5町村から要望ということが出されましたが、協議第53号につきましては、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。協議第53号高齢者福祉事業の取扱いにつきましては、原案通り決定をさせていただきます。

続きまして、協議第54号、その他の福祉事業について議題と致します。事務局、説明をお願いします。

事務局（民生部会 池永）

続きまして、民生部会担当の池永であります。協定項目38号その他の福祉事業の取扱いについて、ポイントの説明をさせていただきます。

これにつきましては、4点を調整案としております。

まず1点目ですが、民生委員、児童委員協議会についてはその委員は町村に設置された民生委員推薦会より選考され、県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱するものであります。次期の改選は平成16年12月に予定されておまして、合併時は、在任委員に継続してやってもらうことが適当であると思われまゝ。委員の活動費の国・県制度につきましては、差異はございません。

町村の独自の支給分として費用弁償・活動補助金等に差異がございます。前回協議会で、民生委員の報酬を記載しておりましたが、調査の結果、法の改正により、基本的な性格の中で、奉仕性という観点から無報酬で活動することになっておりますので、費用弁償と訂正致しました。よって民生委員、児童委員については、合併時の在任委員は新市に引き継ぐ。ただし、民生委員児童委員協議会のあり方等については合併までに調整する。

2点目としまして、災害救助は国県制度については各町村統一されておまして、単独事業として災害見舞金、災害見舞金募金があります。それぞれに差異がございます。よって、災害救助については、国または県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし単独事業については合併までに調整する。

3点目としまして、戦没者追悼式については、各町村それぞれ開催されておりますが、新市においても継続して行うことは必要であると思ひます。しかし、開催時期、開催場所等は、合併までに調整していく必要があると思ひます。

よって戦没者追悼式については、新市において引き続き実施する。ただし、開催時期、開催場所等は、合併までに調整する。

4項目目として、その他の事業については、清川村、緒方町において医療機関と無医地区間の患者輸送に対して、県の補助制度があります。へき地患者輸送経費補助事業がございます。これにつきましても、清川村におかれましては、16年度より運行形態をコミュニティバスに変更、利用する予定であります。

コミュニティバスについては、新市においては運行全般にわたり調整していくことが確認されていることも踏まえまして、新市において調整していくことが必要であると思ひます。よって、その他の事業については新市において調整する。

以上その他の福祉事業の取扱いについて、ポイントの説明をさせていただきました。

協議をよろしく申し上げます。

芦刈会長

はい、協議第54号につきまして説明を申し上げましたが、意見、要望等がございますか。よろこびますか。はい、どうぞ。

宮成 委員（千歳村新市まちづくり委員長）

原案通り賛成であります。要望であります。戦没者追悼式の開催場所についてですが、遺族と関係者が高齢化しているということで、できるならば、各地域で実施してほしいということでもあります。

芦刈会長

はい、千歳村さんから要望ということで、各地域で実施をするということが出ています。その他ございませんか。よろじますか。はい、協議第 54 号その他の福祉事業の取扱いにつきましては、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

はい、挙手全員であります。協議第 54 号その他の福祉事業の取り扱いにつきましては原案通り決定をさせていただきます。

ありがとうございました。

続きまして、協議第 55 号農林水産事業の取扱い（その 1）について、事務局、説明をお願いします。

事務局（産業部会 衛藤）

産業部会の衛藤でございます。私の方から、協議第 55 号、協定項目第 41 号の 1 農林水産事業の取扱い（その 1）について、ポイントを説明致します。

最初に国や県の補助事業につきましては、新市においても必要であれば、当然実施していかねばならないこととありますので、今回の提案では、国県の補助事業以外に、各町村が独自に行っている事業についての提案であります。

現在、各町村で樹立されている林業関係、及び畜産関係整備計画については、合併までに各町村間の調整を行い、新市において策定する振興計画に反映させるものと考えます。複数の町村で実施している類似の町村単独事業については、合併までに内容等を統一する必要があると考えられます。

町村単独事業については、これまで各町村の歴史や地形等の条件により、それぞれが創意工夫し、産地形成や銘柄の定着化を図ってきたものであり、今後策定される、新市建設計画や振興計画等に反映させ、推進していく必要があると考えられます。

林業関係事業につきましては、有害鳥獣事業について、大野郡の状況が中山間地域であることや森林率が高いなどの理由により、イノシシや鹿などの被害が多いため、県の予算の配分では住民の要望に答え切れない状況からも、必要な事業であると考えます。また、町有林関係事業、林道及び作業道整備関係事業、椎茸種駒助成事業においても、新市の産業基盤の整備に関する大切な事業であります。

椎茸原木に対する防病薬剤補助につきましては、安心安全な食料を提供するとの観点から、廃止することが望ましいと考えます。

畜産関係事業につきましては、育種組合関係、BSE 関係事業を今後も引き続き行っていくことが必要であると考えます。

導入関係事業、畜産品評会関係事業、畜舎等整備事業につきましても、新市において行うことが必要であると考えられますが、内容に差異がございますので、合併までに統一をする必要があります。

衛生関係事業、飼料関係事業及び種雄牛造成事業につきましても安心安全な食料を提供し、優秀な種牛を新市の管内から作り出し、豊後牛の銘柄をより一層定着させるために必要な事業でありますので、新市において調整する必要がある。以上が提案のポイントです。

芦刈会長

はい、協議第 55 号につきましてご説明を申し上げました。意見等がございましたらお受けをしたいと思います。はい、どうぞ。

浅野 委員（朝地町議会議長）

朝地町です。私どもの議会特別委員会の方で、朝地町では、椎茸を含め、畜産等の産業にかかるウエイトが大変大きいので、独自の事業を実施しております。

それで事務局サイドからもございましたが、ぜひとも、それぞれの地域産業の特性を生かして、そこに配慮いただいて、後退することの無いようにということで、強い意見が出ていますので、よろしく願いいたします。

芦刈会長

はい、要望ということでもいいですか。

浅野 委員（朝地町議会議長）

はい。

芦刈会長

その他ございませんか。はい、今、要望が朝地町からありましたが、それでは、協議第55号農林水産事業の取扱い(その1)につきまして賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。原案通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議第56号学校教育事業の取扱い(その3)につきまして、事務局、説明をお願いします。

事務局（文教部会 佐藤）

はい、文教部会の佐藤といたします。よろしく願いいたします。私の方から協議第56号協定項目第46号の3学校教育事業の取扱い(その3)について説明をさせていただきます。

最初に、公立幼稚園についてです。現在5町2村内で公立幼稚園が設置されているのは4町村ありますが、入園料授業料等に差異がございます。負担の公平さを考えた場合には統一した金額で実施するとの考えにより、公立幼稚園については現行の通り、ただし入園料、授業料については合併時に統一するとの案であります。

次に通学補助についてです。通学補助は、保護者の通学費軽減を図ることを目的として、5町2村とも独自の基準によって実施しているところでございますが、これを合併時統一という話もありましたが、統合等の条件があり、統一するのは大変難しいと。あとは新市において、通学区域の検討をする時に併せて、この通学補助について検討するという事を考えております。

また、1町村でヘルメット補助をしておりますが、ヘルメット補助については廃止をするということで、通学補助については現行の通り新市に引き継ぎ、新市において、通学区域等も参考に検討する。ただし、ヘルメット補助については廃止をするとの案です。

次に、スクールバスの運行についてです。統合時の条件等があり、統一した内容で行うのは大変難しいという考えと、あと企画の方でコミュニティバス等も話しており、それらも勘案して調整する必要があるということで、スクールバスの運行については現行の通り引き継ぎ、新市において通学区域等も参考に検討するとの案です。

続きまして、奨学金制度です。現在、2町村で実施しておりますが、交付、貸付と違いがあります。

教育の機会均等の立場から就学の補助を考えたら、制度はやはり必要という考えから、奨学金制度については、また新たな制度の創設をした方が良いのではないだろうかという考えであります。奨学金制度については合併時に廃止する。ただし、教育機会均等の趣旨を鑑み新たな貸付制度を創設する。なお、合併時において対象となっているものについては、現行の制度を適用するとの案でございます。

続きまして、就学援助です。就学援助は、経済的理由により就学困難な児童、生徒の保護者に援助する制度であります。5町2村共に制度に基づき実施をしておりますが、支給項目等に差異が見られます。新市において統一した内容で実施が望ましいということの考えから、就学奨励補助につきましては、国の制度を基本に新市に引き継ぐ。ただし合併時に内容を統一するとの案でございます。

続きまして、教育相談事業についてです。現在の社会情勢をかんがみた場合に、教育相談事業は今後ますます重要になってくるものとの考えます。また、現在教育相談員、スクールカウンセラー等を配置をしておりますが、このスクールカウンセラーは県の派遣事業であります。それが今だんだん利用されてきております。そういったものとも調整を図る必要があるということで、教育相談事業については、現行の通り新市に引き継ぐ。ただし、教育相談の重要性を考え、新市において調整するとの案でございます。

続きまして、国際交流事業です。現在、5町村で国際交流が実施されておりますが、国も低学年からの英語教育というのを検討しております。国際理解教育というのはこれからますます重要になってくるということで、児童生徒の国際交流事業については実施し、内容については新市において調整するとの案でございます。

次に、補助事業についてです。各町村同趣旨や独自で行っているものとありますが、教育基本方針や補助事業の内容の重要性も十分考慮し調整を図る必要があるという考えから、各町村の補助事業等は、新市の教育方針を基本に次のように取り扱うものとする。

- 1、5町2村または複数町村で同一、または同種の補助事業等は合併までに調整する。
- 2、5町2村で独自の補助事業等は原則として廃止し、必要なものについては、新市において調整する。

以上、説明を終わらせていただきます。ご協議よろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、説明が終わりました。協議第56号につきまして、要望、意見等がございましたらお伺いいたしたいと思いますが、はい、どうぞ。

小野 委員（三重町新市まちづくり委員長）

はい、三重町のまちづくり委員長の小野でございますが、この56号議案に対しては、原案に賛成致しますが、まちづくり委員会の意見として、学校教育の中で、子供たちが心を悩ませているケースが多いわけで、大野郡内では、不登校の子供がたくさんいると、その状況で、三重町だけが現在スクールカウンセラーが配置されている。その他の学校は相談員で対応しているようだが、できれば子供たちの心の専門家であるスクールカウンセラーの配置を広げていっていただきたい。これは教育環境の整備というだけではなく、新市になれば福祉事務所が設置されるが、その中で不登校やいじめの問題に総合的に対する体制を整備していただきたいという意見が出されておりますので、ご検討いただきたいと思っております。

芦刈会長

はい、その他ございませんか。はい、他にないようでございますので、ただ今の三重町からの要望につきまして、事務局の考え方がありましたらお答えいただきたい。

事務局（文教部会 佐藤）

はい、スクールカウンセラーにつきましては、これは県の派遣事業として三重町さんが行っておるわけですが、16年度新たに2町村、予定をされておりますし、そういったスクールカウンセラーという派遣事業を十分調整を図りながら、この教育相談事業というのは大変重要なことですので、本項を充分協議していくという考え方でございます。以上です。

芦刈会長

よございますか、はい、その他ございませんか。はい、協議第 56 号につきましては三重町から要望ということで出ましたが、このことにつきまして、原案の通り賛成の方の委員さんの挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。協議第 56 号学校教育事業の取扱い(その3)につきましては原案通り決定をさせていただきます。

以上で協議を致しました7項目につきまして原案通り決定をさせていただきます、誠にありがとうございました。ここで1時間経過を致しましたので、はい、どうぞ。

生野 委員(三重町議会議長)

三重町の生野でございます。大変お疲れでございます。少しお尋ね申し上げたいと思います。今回の協議会に出席するためには、三重町では4月2日に、まちづくり委員会、4月3日には、議会特別委員会を開催し、提案があった7項目について、それぞれ議論し、本日の三重町の意見として、まとめてまいったところでございます。

7項目につきましては、すべて原案通りに承認することにしましたが、議論の過程で緒方町の財政健全化債について、その性格から明らかに新市の財政的な負担を持ち込むものと考えられるため、今後協定項目の中で、財政に影響するものについては、緒方町の財政健全化に向けて、具体的な数値目標が公表されるまで保留すべきとの厳しい意見がまちづくり委員会及び議会特別委員会等で出されました。この中で大変厳しい状況であります。去る3月25日の第12回合併協議会で次回、本日の協議会でお尋ねする旨を申し上げていました。緒方町の財政健全化債の発行について山中町長さんのお考え、ご回答をお願いしたいと思います。

芦刈会長

はい、それでは緒方の町長さんからお答えをさせていただきます。

山中 緒方町長

先般そういう意見が出た、最後に議長さん言われましたですね。その後、私どもの町は何ていいますか、その件については、特に議論はしておりません。

というのは4月に予算したわけでありまして、私どもはこの件で他の町に迷惑かけようなんて、決して思っておりませんし、この予算の件についてはですね、議会の承認を私どももいただいておりますので、その件で、もし今後ご懸念があるのでしたら、幹事会なり、あるいは専門委員会なりでとくにご論議をいただければ、私ども正式な返答を申し上げたいというふうに思っております。

生野 委員(三重町議会議長)

三重町の議会特別委員会、また新市まちづくり委員会の中で、先ほど申しましたように、厳しい意見が出されたわけでございます。やはり、これはこの申し合わせ事項に沿って三重町はこれからずっと協定項目に沿って協議をしてきたわけでございます。その中でやはり、新しい市が出来ました時にいろいろと財政的に影響を及ぼすものについては、極力控えよう、そしてまたこういう協議会の場でひとつ論議していこうということを三重町のまちづくり委員会、そして議会では考えております。先ほど町長さんから説明がございましたが、それにつきまして、私どもは1億6,000万という計上されておるわけですが、それには変わりないですか。

芦刈会長

はい、緒方の町長さんからお願いします。

山中 緒方町長

当初予算ではそのように計上しております。

芦刈会長

はい、どうぞ。

生野 委員（三重町議会議長）

それでは、私どもの町からお願いしているように、新市に対してのいろんな影響を及ぼさないということを前提にしておいてよろしいですか。

山中 緒方町長

先ほども説明申し上げましたように、私どもは決して他の町にご迷惑をかけようなんて思っておりませんし、わが町のですね、今の状況はですね、わが町で責任を取って今後対応していきたいと思えます。十分にわれわれ、三重町さんと同じように議論しながら、この場に臨んでおりますので、そういうご懸念はいただかない方がよろしいかと思えます。

芦刈会長

はい、どうぞ。

生野 委員（三重町議会議長）

はい、分かりました。他の町村にそういうふうな、いたせないということでございますので、今のところは理解しておきます。

伊藤 委員（緒方町議会議長）

ちょっとその件で。

芦刈会長

はい、どうぞ。

伊藤 委員（緒方町議会議長）

本来の協議とは少し違う部分ですが、緒方町のことを心配してということでありまして、私どもも3月議会でその件については十分論議しましたし、やや厳しい部分の借り入れではないかという議論が、委員会を含めて行われたところでございます。

執行部にも十分注意して、この借り入れについてはあたるようにということで申し入れをしております。特にこの健全化債については、交付税措置されないという部分が一番の心配であろうというふうにも思っております。

財政支援債というのもありますけれども、これも総務省の部分の一体の起債額であります。そうした状況の中で、私ども議会も文字通り心配をしたという部分があるところであります。今後、執行部に対して、できうる限りこれを借りないようにという方向で、今、意見をつけておるところでございます。以上、報告をします。

芦刈会長

議長さん、よろしゅうございますか。はい、それでは新規協議として協議をお願いしました、7項目の協議をいただきまして、誠にありがとうございました。ちょうど、1時間経過を致しましたので、ここで2時50分まで休憩を致します。

（休憩）

再開を致します。それではただ今から、新規に提案致します、協議項目 11 項目について事務局の方から、1 項目ずつ説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それで最初に、協議第 49 号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、事務局、説明をお願いします。

事務局（産業部会 和田）

産業部会担当の和田です。よろしくお願いいたします。

協定項目第 7 号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて提案させていただきます。提案説明にいきます前に、今回の農業委員会の委員定数及び任期の取扱いにつきましましては、公選による委員のみについて、協議していただくということをご認識ください。議会の推薦による議員につきましましては、法律で定められておりますので、協定項目の協議には加えておりません。それでは資料の 2 ページをお開きください。

こちらに大野郡 5 町 2 村の委員の定数及び任期等を掲載しております。公選による委員につきましましては、三重町 12 人、清川村 11 人、緒方町 15 人、朝地町 10 人、大野町 11 人、千歳村 10 人、犬飼町 10 人の合計で 79 人となっております。任期につきましましては、三重町、大野町、千歳村が平成 17 年 7 月 19 日、その他の町村につきましましてはご覧の通りでございます。その他農林業センサスによる、農地面積や農家戸数も掲載しております。

委員報酬につきましましては、新市の報酬審議会において他の委員や議会議員の報酬と同様に決定されますので、参考であることをご理解いただきたいと思います。

資料の 3 ページをお開きください。農業委員会等に関する法律、抜粋を掲載致しております。ここでは、農業委員会の設置に関することが定められております。具体的に申しますと、農業委員会の配置、分合について書かれており、基本的には、一つの町村には一つの農業委員会ということであります。

ただし、例外規定と致しまして、地域が著しく大きい場合においては、2 つ以上に分けて設置することができるというふうに書かれております。のちほど提案致しますが、大野郡 5 町 2 村では、新市の一体性の確保の観点から一つの農業委員会を設置したいと考えています。

右下の枠内をご覧ください。ここには農業委員会等に関する法律施行例の抜粋を掲載しております。分かりやすく言いますと、5 町 2 村が合併した場合の公選による委員の定数が 30 名になるということであります。

次に、資料の 4 ページをご覧ください。ここには、先ほど申しました、委員の定数に関する特例措置を掲載しております。具体的には新たに設置された委員会の定数につきましましては、合併後 1 年以内で、合併協議会が定める期間、10 人から 80 人の範囲内で、引き続き在任することができるということでございます。

右側には先進地の事例を掲載しております。また、選出方法及び定数、在任特例につきましましては、見やすくした表を資料の 5 ページに掲載しておりますので後ほどご覧ください。

資料の 7 ページをお開きください。ここには、次のページも含めまして、公選による委員の定数を 30 名と定めた場合の各町村の委員数算出方法について、4 通り示しております。選出方法の共通点と致しましては、現在の町村を範囲とした各選挙区制をとっていることであります。このことにつきましましては、委員の業務が、住民と密接な関係があることを起因しておりますので、このように致しました。

さらに から順番に説明致します。につきましましては、定数 30 名のうち、うち 14 名を均等割とし、各町村に 2 名を割り当てる。残りの 16 名を農地面積割りとして算出したものでございます。につきましましては、同様均等割り部分につきましましては、2 名ですが、残りの 16 名を農家戸数割で算出したものであります。

次のページをお開きください。8 ページです。このページでは、前のページの方法と異

なって、均等割りを採用せずに、定数 30 名を、農地面積で割った場合の委員数が、農家戸数で割った場合の委員数が ということでございます。

その 4 つの方法が専門部会、農業委員会事務局長合同会議で協議を重ねさらに町村の農業委員会で協議をした結果を 2 月 13 日に持ち寄って、農業委員会会長会・事務局長合同会議で協議しました。各町村の統一は、最終的に図れなかったのですが、7 ページの または の方向で農業委員会としては、農業委員会としては、協議をしてもらいたいというふうな意見でありました。

さらに意見と致しまして、事務量等も勘案してもらえるとありがたいというふうな意見でありました。

資料の 6 ページをお開きください。左側の方にこれまで説明致しました、提案の趣旨を簡単に記載しております。なお、その下に大分県内の協議会の事例を掲載しております。県内の先進地の事例におきましては、新設合併の場合ほとんどが数ヶ月から 1 年の在任特例を採用しております。右側のページには、県の農政企画課に確認した内容を記載致しております。

大野郡 5 町 2 村のような新設合併の場合、農業委員会の業務内容から考え、長期間業務が行われないうようなことにならないようにするためには、在任特例の採用またはできる限り早い時期に設置選挙を行う方法があります。

この 2 通りの方法で、幹事会で協議した結果、幹事会の意見では、在任特例を採用してできるだけ早く設置選挙を行う方法で提案を本日致すようになりました。提案の趣旨につきましては、内容が重複致しますので、後ほどご一読ください。

それでは資料の 1 ページをお開きください。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、

- 1、新市において、大野郡 5 町 2 村を区域とした農業委員会を一つ設置する。
- 2、農業委員会の公選による委員の定数については、30 名とする。
- 3、農業委員会委員の選出方法については、合併後最初の選挙に限り、選挙区制を導入する。ただし、選挙区の定数については、定数 30 名のうち 14 名を均等割りとし、各町村に 2 名割り当て、残り 16 名を、農地面積割りにより、算出されたものの合計とする。

以上、提案申し上げご協議お願いいたします。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第 49 号につきまして説明を申し上げましたが、ご質問等がございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして、協議第 57 号の使用料、手数料等の取扱いその 2 について。

事務局（産業部会 和田）

会長、ちょっと待って大変申し訳ありません。資料の 6 ページ下の表に誤記がございますので、訂正をお願いいたします。6 ページ右下の表で選出方法のところ、在任特例、ただし右の羽仁を超えるとなっておりますが、範囲ということで訂正を大変申し訳ありません。よろしくをお願いいたします。

芦刈会長

はい、6 ページ右下の表で訂正をお願いします。

続きまして、協議第 57 号の使用料、手数料等の取扱い（その 2）について、事務局、説明をお願いします。

事務局（総務部会 佐保）

はい、総務部会佐保でございます。協議第 57 号使用料、手数料等の取扱い（その 2）についてご説明を申し上げます。今回その 2 につきましては、58 号、59 号と同様でございますけれども、産業部会、建設部会の部分も、載せてご提案をさせていただくということでございます。

この部分につきましては、前回、3 月 22 日にご提案をし、さらに本日ポイントの説明を致しておりますので、資料の中身の特徴的なものだけご説明をしたいと思います。12 ページ、13 ページに基本的な考え方を載せてございます。これについては、前回と同様の資料でございます。省略をさせていただきます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。2 ページに産業部会関係の使用料の部分も、整理をさせていただいております。

として、農林関係施設使用料ということで、町村ごとに、列記をしています。

として、商工観光関係の施設使用料ということで、列記をしています。3 ページ以降につきましては、その内訳でございます。それぞれ施設ごとの料金表を記載しております。使用料の中身についてはそういうことで、11 ページをお開きください。

手数料の取り扱いについてでございますけれども、建設部会の関係で建築関係手数料を 2 点載せさせていただいております。この中身につきましては、優良宅地造成認定申請手数料、それと優良住宅新築認定手数料、良質住宅新築認定申請手数料で、三重町のみこれは手数料条例に明記をしているわけでございます。中身につきましては、租税特別措置法の適用を受けるために、認定を受けるための手数料ということで、税務課に聞いたところ、1 年間に 2 件程度ぐらいしか申請がないということでございます。税の取扱いについては、税務課になろうかと思っております。それからこの適用についてでございますけれども、新市になりましたら、全域が対象になるということをつけ加えていきたいというふうに思います。

以上、特徴的な部分を申し上げまして、調整の方針でございますが、1 点、2 点これについては、先ほど新規協議での部分で申し、読み上げたとおりであります。

同様でありますので、省略をさせていただきたいと思います。以上、お持ち帰り、協議をお願いしたいと思います。

芦刈会長

はい、協議第 57 号につきまして、説明を申し上げましたが、内容につきまして質問等がございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

続きまして、協議第 58 号公共的団体の取扱い（その 2）について説明をお願いします。

事務局（総務部会 佐保）

協議第 58 号公共的団体の取扱い（その 2）の取扱いについてでございますけれども、これも産業部会・建設部会の部分が主でございます。

2 ページにその内容を 13 番の観光協会まで、これもまあ非常に産業部会が各種の団体が多ございます。従って代表的な部分について、例示として記載をさせていただいております。それから 印は緒方町さんの方で、猟友会の部分についてでございますけれども、これについて、団体は存在しますけれども予算措置がないものということで、区分をさせていただいております。

公共的団体の位置付けについては、下の方に整理を致しております。基本的な考え方は、先ほどと同じでございます。

以上、特徴的部分を申し上げまして、1 ページの方に調整方針としまして、文面を整理を致しております。

これも同様でございますから、省略させていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

芦刈会長

はい、協議第 58 号説明を申し上げましたが、内容につきまして質問等がございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして、協議第 59 号補助金、交付金等の取り扱い（その 2）につきまして説明を申し上げます。

事務局（総務部会 佐保）

協議第 59 号補助金、交付金等の取り扱い（その 2）についてでございますけれども、これもその 1 でご説明しましたように、上部団体と上部団体以外の町村団体ということで、産業部会それから建設部会ということで、整理をさせていただいております。

上部団体につきましては産業部会が 66 項目、建設部会については 21 項目、上部団体以外の町村団体につきましては、産業部会が 16 項目、建設部会については、19 項目ということでございます。中身につきましては、基本的考え方は、先ほどポイントで申し上げましたことと同様でございます。

提案の方針につきましても、同様でございますから、省略をさせていただきたいと思っております。以上よろしくお願いたします。

芦刈会長

はい、協議第 58 号説明を申し上げましたが、質問等がございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして、協議第 60 号広報、広聴事業の取扱い（その 2）につきまして、説明を申し上げます。

事務局（企画部会 江藤）

企画専門部会の江藤でございます。私の方から広報、広聴事業の取扱い（その 2）につきまして、ご説明を申し上げたいと思っております。

なお、その 1 につきましては去る 2 月 11 日第 9 回の協議会で提案申し上げ、2 月 16 日の第 10 回の協議会で確認されているところでございますが、この広報、広聴事業の取扱いにつきましては、3 つの中項目がございまして、その去る協議会で確認されたのは、広報事業、そして広聴事業でございまして、今日、提案致しますものが 2 ページで、ご覧のように情報通信関係事業の取扱いということでございますので、よろしくお願いたします。

それでは、2 ページをご参照いただきたいと思います。まず小項目 1 でございますが、ホームページの取扱いということということで載せておりますが、特に IT 社会の中で利用がかなり増えてまいっているところでございます。

でアクセス件数ということで、年間にどれだけのアクセスがあったということで、載せておるのでございますが、大体、少ないところで年間 6,000 件、多いところでは約 4 万件ホームページの中でアクセスされてきているということで、特に町村内においては、行事、または情報等を見る、そして町村外の方々においては、やっぱりイベント、観光情報を見る件数がかかなり多くなっているだろうと予測するところでございます。

そして、このコンテンツホームページの具体的な項目でございますけれども、やはりここは観光情報、そして行政情報等が掲載されております。近年、広報誌においても何号かを見れば前の広報誌が見られるといったことも、それぞれ町村で工夫をしているところでございます。

2 番目でございますけれども、無線通信でございます。ここにおいては、緒方町さん、大野町さん以外には、防災行政無線がそれぞれ設置をされているところであります。ただし、右の方に矢印を引っ張ってございまして、右の下隅の方に消防防事業の取扱いという

ことで書いておりますが、これも委員さん、ご記憶のように、消防防災事業の取り扱いの中でこの防災行政無線については、すでに提案を申し上げ、確認をしているというわけがあります。

その内容につきましては、で現行の防災行政無線については、新市に引き継ぎ、住民生活に支障がないよう調整する。というようなことをご確認されておりますので、今回この情報通信関係事業の取り扱いの中で、情報としては、提示を致しますけれども、調整項目の中には、もう取り扱わないということをご確認いただきたいと思います。なおこの、住民に支障がないよう調整する。という文言でございますけれども、この記憶があると思っておりますけれども、各町村とも周波数が違いますので周波数をそろえる等が、これが必要であるということでございます。

続いて資料の3ページをお開きください。3ページは、有線放送につきまして掲載させていただいております。緒方町さんにつきましてはオフトーク、そして、大野町さんにつきましてはCATVという事業になっていきますので、掲載をしているところでございます。なお、5番目の加入者の利用料は、オフトークにつきましては500円、ケーブルテレビにつきましては月額1,200円ということになっております。

加入率につきましては、緒方町さんのオフトークが65%程度というようなことで、かつての加入率からかなり減ってきておるといったことで、現在、苦勞されておるということで、防災無線の変更等も考慮していたということではありますが、合併を目前にしてまだそれを先送りしているという状況だと聞いています。

大野町につきましても、これはほぼ新しい事業でありますから、税金をカバーしておるといった状況でございます。

そして右の方にまた消防防災事業の取扱いということと右の枠内に書いてありますが、緒方町のオフトーク通信、大野町のCATVにかかる音声告知システムは現行の通り新市に引き継ぐということになっておりますもので、今回、大野町の音声システム以外につきまして、調整をするということでございます。

そして、4番目のその他のメディアでございますけれども、三重町に電光掲示板がございます。リースがもう切れるということで、平成16年6月、再来月からは事実上なくなるということでございますけれども、2機設置をされておりますけれども、三重町の駅前と326号線の内山の方に向かう第一生命の前にそれぞれ1機ずつ設置され、合計2機設置をされているところでございます。

続きまして4ページをお開きください。4ページにつきましては、全国の先進事例を掲載させていただいております。そして右の方には、県内の先進事例でございます。

ホームページにつきましては、新市に改正をすると、引き続きながら改正するということが多いようでございますし、IT社会の中でそうした情報関係の事業は重要だということで、今度の合併協議会の方で新市に引き継ぐということになっているということでございます。そして左の上の方に、情報関係事業の基本的な考え方をまとめてございます。情報ネットワークの整備は高度情報化社会への対応というグローバル的課題と行政単位の拡大、高齢化の急速な進展等による行政情報の迅速な伝達という地域的課題を克服していく上で、新市における重要施策の一つです。

またそれは単なる行政情報の提供にとどまらず、若者の定住、企業誘致、防災対策等の重要施策を進める上での鍵を握る事業であり、新市の発展の可能性を高めるためにも、必要であることは言うまでもありません。

事業の実施は事業自体が多額な経費を要することや今後ますます技術革新が進むことから、財政計画及び社会情勢の変化を勘案しつつ、総合的かつ長期的に判断し、新市において最良の情報ネットワークの構築に努めますという基本的な考え方にのっとりまして、1ページまたは2ページの右の方をご覧くださいと思いますけれども、広報、広聴事業の取扱い(その2)としまして、情報通信関係事業の取り扱いとしましては、

- 1、ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。
- 2、オフトーク、ケーブルテレビについては、新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容については、新市において、調整する。
- 3、電光掲示板については新市に引き継ぐ。

以上、提案申し上げ、持ち帰り協議をお願いしたいと思います。以上でございます。

芦刈会長

はい、協議第 60 号説明を申し上げましたが、内容につきまして質問等がございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして、協議第 61 号病院、診療所の取り扱いについて事務局の方から、説明を申し上げます。

事務局（民生部会 内田）

民生部会内田です。私の方から、協議第 61 号病院、診療所の取り扱いについて、提案内容の説明をさせていただきます。現在、大野郡に町村立の公的医療施設としまして、清川村に国民健康保険直営診療所と、緒方町に町営の病院があり、どちらも大野郡の西部に位置している状況にあります。従いまして協議資料として清川村の診療所と、緒方町の病院を載せております。

まず 7 ページをご覧ください。左側ですが、大野郡 5 町 2 村合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項というのがあります。この中の 4 の（ 4 ）がありますが、緒方病院については、合併協議会再開後、法定協議会に専門委員会等を設置し、地域医療のあり方や経営効率化の観点から、総合的な検討を行うこととする。なお、総合的な検討には、将来の緒方病院の経営形態についての検討も含めることとする。ということがうたわれております。

このことによりまして清川村の診療所を含めまして、公立医療施設総合検討専門委員会が設置されております。委員の名簿につきましては、右側であります。医療関係者、受療関係者、学識経験者、行政関係者の計 15 名で構成されています。

次のページをご覧ください。この委員会設置規程を載せておりますが、第 2 条の所掌事務が公的医療施設の担う役割でありますとか、他の医療施設との連携、機能分担に関する事項、診療体制、経営のあり方等をこちらで専門的に調査、検討するということとなります。この検討結果であります。第 6 条の報告であります。委員長は町村長連絡会において、合併協議会会長に報告するものとする。ということがございます。

以上のことを踏まえまして、資料の 2 ページをご覧ください。まず小項目の診療体制でございますが、左側、清川村の診療所が無床診療所ではありますが、現在、内科と小児科の体制で診療を行っております。緒方町の病院は、病床数が、148 床、今年 4 月 1 日に移転、新築しておりますが、148 床となっております。外来診療が、常設科、非常設科を入れて 13 診療科となっております。

4 の救急医療体制ではありますが、清川村の診療所は診療所の医師へのオンコールにより、休日夜間の外来患者の対応を行っております。緒方町の病院は、二次救急指定病院であることから指定の基準により、その対応を行っているところであります。5 の人員体制ではありますが、清川村の診療所は医師 1 名を含む 7 名の体制、緒方町の病院は医師 16 名を含む 145 名の体制で診療を行っております。

3 ページをご覧ください。小項目 7 の財務会計ですが、清川村の診療所は国保直診会計、緒方町の病院は公営企業会計で地方公営企業法の一部適用を採用しております。決算の状況ではありますが、13 年度と 14 年度 2 力年ではありますが、清川村の診療所は 13 年度も 14 年度も他会計の繰り入れがあるものの、黒字の状況となっております。

緒方町の病院が、平成 13 年度が収益的収支の部分なのですが、13 年度がマイナス 5,440

万、14年度はマイナス8,500万というような状況になっておりまして、この不足する額を補てんする財源としまして、未処分利益余剰金残高14年度末で、1億5,400万程度というような状況になっています。この決算の状況に関する詳しい資料につきましては、4ページ、5ページ、6ページの方に載せています。

冒頭でも申し上げましたが、病院、診療所の取り扱いにつきましては、公立医療施設総合検討専門委員会の中で、今後の地域医療の担う役割や機能及び経営のあり方等について総合的に検討されることになっておることから、協議資料の1ページにお戻りください。

病院、診療所の取り扱いとしまして、調整内容載せております。

公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、公立医療施設総合検討専門委員会の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。以上で提案内容を説明致しました。

芦刈会長

はい、協議第61号説明を申し上げましたが、内容につきまして質問等がございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして、協議第62号農林水産事業の取扱い(その2)についてご説明をお願いします。

事務局(産業部会 和田)

産業部会担当の和田です。よろしくお願いいたします。今回、農林水産事業の取扱いその2としまして、一般農政関係事業の取扱いについて資料の2ページから8ページ、農業土木関係事業について9ページから14ページ、農林業公社の取扱いについて、15ページから29ページを一括提案させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは資料の2ページをお開きください。小項目1の各種計画ですが、各町村とも各種振興計画が整備されており、この計画に基づき、農業の振興を図っております。

ここに掲載しております計画につきましては、それぞれの法令に従って作成しておりますので、新市におきましても、現在、各町村で作成された計画をもとに各種振興計画が整備し、農業振興を図っていく必要があると考えます。

小項目2の認定農業者についてですが、各町村が、農業経営基盤強化促進法に基づき策定している基本構想の中で、認定基準を定めていますが、その基準により認定された農業者であります。現在、5町2村で463人の認定農業者がおります。認定農業者につきましては、新市の農業振興には欠かせない存在であり、農地の保全や荒廃を防ぐために必要な人材であります。町村ごとに年間所得額や、年齢などの認定基準に差異がございますので、合併までに調整する必要があると考えます。

資料の3ページをお開きください。小項目3の生産調整対策ですが、この点につきましては、国の政策により各町村が実施している基本部分を掲載しております。町村によって推進する作物及び補助単価に差異がございます。生産調整につきましては、平成16年度より、国の生産には変更されるということもあまして、大きく変わったのは配分の方法であります。これまでは、作らない面積を配分していましたが、次期政策では作る量、及び面積を配分するようになっています。

さらに現行では生産調整にかかる交付金の単価等を国が設定して、生産調整をすればした分だけ、それに見合った交付金が交付されておりましたが、次期政策より交付金の総額が先に決定され、その範囲内で地域の協議会が交付金の用途を設定するよう変更されます。新市になれば協議会は一つになりますので、地域間で不均衡が生じないよう推進作物、及び補助単価等を合併までに調整する必要があると考えます。

4ページをお開きください。小項目4の生産調整関係事業につきましては、各町村の単独事業ですが、三重町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町で通年にわたり実施しておりま

す。実施内容に差異がございますので、合併までに調整する必要があります。

小項目5の認定農業者関係事業であります。三重町及び犬飼町で実施しております。内容は認定農業者がパソコン及び関連機器を購入した場合の補助であります。いずれの町でも毎年要望が多く、新市においても引き続き、認定農業者を支援していく必要があります。補助内容に差異がございますので、合併までに調整する必要があると考えます。

小項目6の作物関係事業についてですが、それぞれの町村で、地域の特産物を推進していますが、今後、新市になっても産地形成や銘柄の定着を図るためにも推進していく必要があります。事業内容に差異がございますので、合併までに調整する必要があります。

続きまして小項目7のその他の事業についてですが、全町村にあります農業後継者就学奨励金につきましては、農業大学校に入学した後継者への補助であります。年によっては、該当者がいない場合もありますので、今回は、三重町、千歳村、及び犬飼町にしか通知がいておりません。補助金額も町村によって差異がございますので、合併までに調整する必要があると考えます。また、清川村、緒方町、朝地町において実施されております農地の利用集積関係の事業ですが、県の認定農業者支援の事業は2ヘクタール以上でありますので、それ以外の一般農業者への補助であります。

面積及び規模、補助単価につきまして合併までに調整する必要があると考えます。また、農業委員等公務災害共済保険料につきましては、公務災害はスポーツ保険料の掛け金であります。町村によって、加入しているタイプ等が違いますので、内容によって調整する必要があると考えます。

2ページにお戻りください。これまでご説明申し上げました内容を幹事会で協議した結果を右側の調整の具体的な内容の欄に、5点にわたって記載しております。下の段です。

- 1、各種振興計画については、新市において速やかに策定する。
- 2、認定農業者は、新市に引き継ぐ。ただし、認定基準及び関係事業については、合併までに調整する。
- 3、国の生産調整対策及び町村単独事業については、地域間で不均衡を生じないように合併までに調整する。
- 4、作物関係事業については新市においても産地化が図れるよう推進し、事業内容については、合併までに調整する。
- 5、その他の事業については、合併までに調整する。

それでは資料の9ページをお開きください。農業土木関係事業の取扱いについてご説明致します。小項目1の農地農業用施設整備事業についてであります。この事業につきましては、5つの町村で実施しております。

主な事業内容としまして、農道の舗装を行うための原材料支給や、農道用水路等の改良を実施するための補助を行っております。この事業につきましては、新市においても作業効率の向上などの面から考えて、必要な事業であり、しかしながら事業内容に差異がございますので、合併までに調整する必要があります。小項目2の農業土木積算システム運用支援業務委託事業については、現在、すべての町村で実施されております。新市においても必要な事業でありますので、新市に引き継ぎ、実施していく必要があります。

次のページをお開きください。

小項目3の耕地災害復旧事業についてですが、これもすべての町村で実施されております。事業費の欄に0としてある町村につきましては、制度としてはあるが、対象年度には事業を実施しなかったということがございます。内容につきましては、国や県の災害復旧事業にのらないに対する町村単独の事業となっております。事業内容に差異がございますので、合併までに調整する必要があります。

小項目4、かんがい排水関係事業につきましては、県の事業に関する負担でございます。三重町の事業完了予定が合併以降になりますので、継続の取扱いをする必要があります。なお、千歳村、犬飼町の事業につきましても、現在、県の方でも事業内容の検討中で

ありますので、継続という方向で取り扱いたいと思います。

次のページをお開きください。小項目5の農道台帳管理費負担金につきましては、現在、4つの町村で行っており、台帳の整理については、新市においても必要な事業でありますので、継続して実施したいと考えます。小項目6の大分県土地改良連合会事業賦課金につきましては、全町村が実施しており、事業の継続も行われておりますので、新市に引き継ぎたいと思います。

小項目7の農道愛護事業につきましては、現在、2つの町で実施しております。町管理の農道の草取り等を委託している事業であり、新市においても農道を管理していかななくてはなりませんので、引き続き実施していくことが望ましいと考えます。なお、この事業はあくまでも、町村が管理している農道についてでありますので、地元が管理している農道は含まれません。

次のページをお開きください。小項目の8番、9番についてですが、この2つは現在、朝地町が継続して行っている改良区関係の事業であります。用水路の整備や、組織及び施設の整備を行う事業で、改良年度も合併以降となっておりますので、新市に引き継ぎ、事業を行う必要があると考えます。

次のページをお開きください。小項目10の農業土木関係事業償還金についてですが、この事業につきましては、すでに実施した事業の償還金という性質から、新市に引き継ぎ実施しなければならないと考えます。小項目11の分担金については、各町村とも事業ごとに条例で定められております。ここでは、代表的なものを、掲載しておりますが、内容について各町村に差異がございますので、合併までに調整する必要があります。

資料の9ページをお戻りください。9ページの右側、調整の具体的な内容ということで下の段ではありますが、ご覧ください。4点に分けてご提案します。

1点目、農地農業用施設整備事業、耕地災害復旧事業及び農道愛護事業については合併までに調整する。

2点目、かんがい排水関係事業、農地等高度利用促進事業及び新農業水利システム保全対策事業につきましては、新市に引き継ぎ、事業内容については、合併までに調整する。

3番目、農業土木積算システム運用支援業務委託事業、農道台帳管理負担、大分県土地改良連合会事業賦課金及び農業土木関係事業償還金については新市に引き継ぐ。

4点目、分担金については合併までに調整する。

続きまして資料の15ページをお開きください。農林業公社の取扱いについてご説明します。現在、管内に農業公社等は、4町村に設立されております。清川村、大野町は社団法人として、緒方町は財団法人として、朝地町は有限会社としてそれぞれ表記されております。事業内容につきましては、清川村が農業、林業の作業受託、及び道の駅直売所の管理、運営を業務として行っております。緒方町、大野町は農作業の受託を主な業務として、朝地町の地域振興公社が道の駅や農産物直売所の管理運営と人材派遣などが中心になっているということであり、それぞれ運営形態などに差異がございます。

資料の16ページをお開きください。こちらに各公社の財産の状況を掲載しております。資料の17ページから27ページまでで各公社の機械等の保有状況、農作業受託面積の推移、受託料金表を参考資料として掲載をしています。

資料が多いので特徴的な部分のみご説明します。

資料の19ページをお開きください。緒方町農業公社の機械保有状況について記載致しております。機種名の欄にカッコ書きで記載している部分がございます。

ほとんど、これは機械の購入年度でございます。ほとんどの農業用機械の耐用年数は大体5年から8年でございますので、機械の買い替えも今後考慮しなければならない課題であると考えます。

資料の20ページをお開きください。下の段に作業受託面積を推移を掲載しております。下から2段目の右から3番目と6番目をご覧ください。稲刈り再委託、大豆刈り取り再委

託と掲載しておりますが、これにつきましては、公社に作業委託があったものを再度、個人や営農集団等に公社から委託したものでございます。

これにつきましては、時期的なものや気候によるものもありますが、短期間に作業が集中して対応できなかったなどの理由によるものです。

資料の 21 ページをご覧ください。作業料金表を掲載しております。作業料金につきましては、各公社の大きな違いはありませんが、細部に差異がございますので、調整が必要でございます。

資料の 23 ページをお開きください。朝地町の地域振興公社の状況を記載してございますが、ご覧の通り機械の保有がございません。朝地町においては、農作業オペレーター制度を導入して公社からオペレーターに作業委託する制度をもっております。

この制度は、機械購入のための町単独事業を導入して、認定農業者は、地域営農集団に作業を委託することを条件に補助をするものでございます。その作業状況を委託者及び地区の担当の農業委員さんの証明を添えて町へ実績報告を出さなければ補助金を交付しないというふうなことが定められております。

さらに補助事業を導入した個人及び集団を作業オペレーターとして登録して、地域振興公社に作業依頼のあった作業を行うシステムをとっているため、公社として機械を保有していません。また、地域振興公社の事業内容が、道の駅や農産物直売所の管理、運営、人材派遣を行っているために機械の保有もないということであります。

資料の 28 ページをお開きください。こちらに最初説明致しました各公社の法人の種類について全体的な面から地方公社、右側に各法人の内容を記載しております。財団法人、及び社団法人については認可を受けておる、有限会社については、商法の適用を受けるということで差異がございます。

資料の 29 ページをお開きください。これまで口頭で説明致しましたことを、簡略に書いております。主なもののみ抜粋致します。新市においても公社の役割は重要でございますが、新市全域を現状でカバーするのは困難であること、運営形態がさまざまであることなどを考慮し、新市において早急に組織の再編を行い、なおかつ独立採算を前提に再編することが必要であると考えます。内容につきましては重複しますので、のちほどご一読ください。あとは先進地の事例を掲載しております。ほとんどの協議会で、出資金等を新市に引き継ぎ、管理、運営形態については新市で調整するような内容になっています。

それでは資料の 15 ページをお戻りください。

資料 15 ページ右側の調整の具体的な内容について説明致します。これまで説明しました内容を産業専門部会や幹事会で協議した結果を載せております。2 点にわたって記載しております。

1 点目、農業公社、農林業公社及び地域振興公社については出資金、財産等を新市に引き継ぐ。

2 点目、管理運営については運営補助金及び経営改善等を含め、新市において調整する。以上、大変長くなりましたが提案を終わりたいと思います。

大変すいません、1 ページをお開きください。1 ページに今まで 3 点にわたって提案した部分を載せておりますが、2 番の農業土木関係事業の取扱いについてというところで、(3) の農業台帳、管理事業とありますが、管理費負担金というふうに訂正を致します。最後の行ですが、農業土木関係償還金については市に引き継ぐとなっておりますが、新市に引き継ぐというふうに訂正をお願いいたします。のちほど訂正した部分については、お手元に配布したいと思います。

芦刈会長

はい、協議第 62 号説明を申し上げましたが、内容につきまして質問等がございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして、協議第 63 号「商工観光事業の取扱い(その2)」について説明を申し上げます。

事務局(産業部会 衛藤)

それでは、商工観光事業の取扱いその2として観光関係施設につきまして、提案致します。資料の2ページをご覧ください。小項目の1番が各町村の観光関係施設の一覧になります。その下に2番として道の駅と里の駅を掲載しております。

道の駅につきましては、現在、清川村、緒方町、朝地町にあります。三重町が16年の10月、大野町が17年の3月それぞれオープン予定であります。

道の駅、里の駅につきましても、情報発信及び交流の拠点として重要な施設であり、新市においても積極的に推進していく必要があります。

また、特産品や地域と密接に関係しており、独自の事業を行い、交流人口の増加に努めていることから、画一的な統合は困難であると考えます。さらに関連施設のネットワーク化や、観光地のルート化を行い、収入コースの設定などを行うことが重要であると考えます。このことについては、新市の観光振興計画や、新市建設計画の中に反映させ、いりこみ客や、通過客の利便性の確保及びリピーターの増加につながる施策を重要課題として取り組む必要があります。

資料の3ページから8ページまで、町村ごとに観光施設の設置年月日、管理運営方法、今後の課題等を掲載しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。

9ページをご覧ください。右側に先進地の事例を抜粋しておりますが、各先進地で、観光施設そのものについては現行通り新市に引き継いでいるところが多いようです。また、管理運営につきましても現行通りとするが、合併までに、もしくは新市において調整するというふうにしております。

商工観光事業の取扱いその2について、

- 1、観光関係施設については、新市に引き継ぐ。ただし、管理運営方法については合併までに調整する。
- 2、道の駅、里の駅(公設)については、情報発信や交流拠点施設として重要な施設であるため、現行の通り新市に引き継ぐ。ただし、管理運営については、新市において調整する。

以上、提案致します。

芦刈会長

はい、協議第63号について説明を申し上げましたが、内容につきまして質問等がございますか。はい、ありがとうございます。それでは55分まで休憩致します。

(休憩)

協議第64号勤労者、消費者事業の取扱いについて事務局の方からご説明を申し上げます。

事務局(産業部会 衛藤)

勤労者、消費者事業の取扱いについて提案致します。資料の2ページをご覧ください。小項目1番の勤労者関係事業につきまして、三重町、清川村、千歳村、犬飼町で、新規学卒者就職見学会に対する補助を行っています。また、朝地町におきましては、中卒者の就職に対して中卒者記念品の交付や激励会を行っています。

千歳村におきましては、失業対策事業がございますが、近年この事業について実施しておりません。勤労者関係事業につきましては、新市においても、後継者対策、I、J、Uターンを含めた雇用対策事業として実施していることが必要であると考えます。

小項目2番の消費者事業であります。各町村とも、県の委託事業であります暮らしの

アドバイザーについては設置されていますが、単独事業として、現在、三重町が消費者生活モニターを設置しております。内容につきましては、年末年始や中元の時期に価格表示調査や品質表示等の調査及び消費者相談業務を行っています。

最近商品の不当表示などが大きく取り上げられていることや、安全安心のできる商品を求める消費者の動向を考えると、新市においても必要な事業であると考えます。

小項目3の豊肥地区シルバー人材センターにつきましては、民生部会や企画部会で触れておりますが、雇用の面から考えて、勤労者関係事業の一部であると捉え、ここで提案させていただきました。事業内容につきましては、資料の3ページの右側に記載しておりますように、軽作業や管理作業などを主に行っており、町村はその業務や運営に対して、負担を行っております。

それでは、1ページにお戻りください。勤労者、消費者事業の取扱いについて、

- 1、勤労者関係事業、及び消費者事業については、新市に引き継ぐ。
 - 2、シルバー人材センターについては、新市においても引き続き支援する。
- 以上、提案致します。

芦刈会長

はい、協議第63号について説明を申し上げましたが、内容につきまして質問等がございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして、協議第65号「建設事業の取扱い(その2)」について説明を申し上げます。

事務局(建設部会 隈田原)

建設部会を担当しております。隈田原です。私の方から、建設事業の取扱いその2についてご説明を申し上げます。今回提案します建設事業の取扱いその2の内容ですが大きく分けて4つに分けて提案を致しております。まず、1つ目が町村営住宅の取り扱いについてです。2番目と致しまして道路事業の取扱い、3番目と致しまして、河川事業の取扱い、4番目と致しまして、建設一般補助金等の取扱いについてであります。まず1番の町村営住宅の取り扱いについてでございます。

町村営住宅につきましては、今回3つに分けて、整理を致しております。ひとつが公営住宅、もうひとつは特定公共賃貸住宅、3つ目と致しまして、町村営一般住宅でございます。

まず、9ページをお開きいただきたいと思っております。まず、公営住宅法に基づく町村内の住宅でございます。いわゆる公営住宅といわれるものですが、これについての根拠法令を載せております。家賃の決定等につきまして、左の真ん中にある16条で入居者の収入に基づき、政令で定める事業主体が定める等が記載されております。敷金につきましても、3カ月分の家賃に相当する金額の範囲内において徴収することができるという形でございます。

右側に家賃の算定方法が書いてございます。これは公営住宅法施行令により、算定方法が決まっております。右の真ん中辺に算式を書いてございます。本来、入居者の家賃=家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数という形で書いてございます。

その下に家賃の算定基礎額が書いてございますが、これは国民の所得水準に基づきまして、毎年出ているものでございます。

市町村の立地係数におきましては、大野郡は全て0.7で同じということでございます。規模係数につきましては、公営住宅の規模によって増減する床面積で決まってくるというものでございます。

3番と致しまして経過年数係数、これは建設年度で決まってくる数字ということござ

いまして、4番で利便性係数というのがありまして、これが各町村で、公営住宅の家賃を決定するときに、調整しうる部分のものでございます。周辺の地域の状況、設備等を勘案して0.7から1.0の範囲内で、設定するということが書いてございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する住宅でございます。特定優良賃貸住宅というものでございますが、これにつきましては左の真ん中に施行規則と書いてあります。

国土省令で定める額は一月につき、次に掲げる額を合計した額とするという形で1番から7番まで書いてございますが、法令によりまして計算した額の範囲内で、各町村で、決定することができるというものでございます。

右の下に先進事例を書いてございます。ここで、訂正をお願いしたいと思います。北蒲原郡南部郷合併協議会平成16年4月1日合併予定ですが、もう過ぎております。合併しております。新潟県阿賀野市でございます。その下の養父郡もすでに合併しています。兵庫県養父市となっております。訂正をお願いしたいと思います。

先進事例等を見ましても、町営住宅は現行のまま新市に引き継ぐのが多いようでありま。右の下にとりあえず合併町村に対する財政措置ということで公共料金の格差調整という部分ものせております。

今までの説明に基づきまして、2ページに戻っていただきたいと思います。まず、公営住宅でございますが、大野郡5町2村で、団地数が51あります。棟数が254、戸数と致しましては、903でございます。家賃の算定方法は、先ほどご説明しました公営住宅法に基づいて決定しております。調整のできる部分ということで、その下に利便性係数を書いてございますが、各町村の中でもばらばらでございます。当然5町2村の中でもばらばらであるという状況が見て取れると思います。

敷金につきましては3カ月分ということで同じでございます。駐車料金、共益費につきましては、取っているところ、取っていないところで差異がございます。入居資格につきましては、税金の面で清川村さんと犬飼町が記載ないということで、若干違うということでもあります。入居者の選考につきましても、ほぼ同じような状況であろうと思います。住宅監理員につきましては、清川村さんだけがいないということでございます。住宅管理人につきましては、三重町さんについては報酬を払っておるというところ、大野町さんにつきましては、管理人がないというところでございます。

3ページをお開きください。

家賃の減免基準につきましては、緒方町さん朝地町さんが同じパターン、それと他町村が同じ。要するに2種類の形で記載されているという状況でございます。家賃の徴収猶予基準につきましては、全町村同じでございます。敷金の減免基準と徴収猶予基準につきましては、犬飼町さんに記載がございません。後は同じということでございます。

2ページに戻って、公営住宅についての分ですが、家賃算定方法、敷金駐車料金、共益費等は、現行の通り新市に移行し、新市において調整する。入居者資格、選考方法、住宅管理人、家賃・敷金の減免、徴収猶予等は、合併時に三重町の例により統一する。という提案でございます。

4ページをお開きください。特定公共賃貸住宅でございます。

これは千歳村と犬飼町さん以外にございます。団地数11、棟数45、戸数66であります。家賃につきましては、各町村見ての通りばらばらという状況でございます。

敷金については同じ、駐車料金、共益費についても差異があるという状況でございます。入居資格につきましてはほぼ同じであります。朝地町さんだけ40歳未満の夫婦であるという特例がございます。入居者の選考につきましても、ほぼ同じような状況でございます。住宅管理人につきましては、朝地町さんだけが設置しているという状況でございます。

調整案ですが、家賃、敷金、駐車料金、共益費等は現行の通り新市に移行し、新市において調整する。入居資格については、合併時に統一する。ただし朝地町の入居基準は現行

の通りとし、新市で調整する。入居者の選考、住宅管理人等は合併時に統一する。以上、提案致します。

5 ページをお開きください。公営住宅法、特定優良賃貸住宅の以外で設置されております住宅ということで、緒方町さんの方で、まちづくり促進住宅ということでございます。団地数 1、棟数 1、戸数 12 ということで家賃の算定は特定優良賃貸住宅の供給の法律に基づいております。敷金は 3 カ月、駐車料金、共益費も取っております。

入居資格は公共住宅法に基づいております。入居者の選考は公開抽選ということで調整案と致しまして、町村営一般住宅は現行の通り新市に移行するという形でございます。

6 ページ、7 ページに各町村の住宅の状況を載せておりますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。8 ページに町村別に家賃の滞納額の一覧表を載せております。のちほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして 11 ページから 18 ページの間で道路事業の取扱いについてご説明を申し上げます。

15 ページをお開き願いたいと思っております。根拠法令は道路法でございます。16 条の 2、市町村道の管理その路線の有する市町村が行うという形で調整の内容が記載されております。右の方には、占用のことについて特に載せております。占用の許可等は、右の真ん中辺で、占用料の徴収というのを載せております。

道路管理者は、道路の占用につき、占用料を徴収することができる。占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定める。政令で定める基準の範囲を超えてはならないという旨の法律を載せております。

16 ページですが、道路法施行例で、基準でございます。左に甲地、乙地、丙地という形で書いてございますが、甲地は指定のものでございます。乙地が上の部分を除いた市の部分でございます。丙が町村の部分でございます。この表の一番右、丙地が、町村の道路占用料の上限という形でございます。

17 ページ、次のページをお開きください。大野郡の周辺の市の道路占用料の一覧表でございます。大野郡 5 町 2 村は合併した時点では、市になろうということで、大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市の現行の部分の金額を載せております。参考にしてください。

18 ページをお開きください。先進地の事例でございます。ここもちょっと訂正をお願いしたいのですが、右の一番上も 4 月 1 日で合併をしております。京都府の京丹後市となっております。それとその 2 つ下北蒲原郡のところでございますが、先ほど言いました阿賀野市となっております。

以上のことから、11 ページに戻っていただきたいのですが、ここで、町村道の全路線を載せております。全部で路線数が 1,597 ございます。それと今度は 2 番と致しまして、認定基準であります。これには、認定要件それと次のページの認定条件という形で 2 つに分かれて記載しています。認定要件では大体が国県道の連絡する路線という形で共通点があるようです。朝地町さんにつきましては、規定はございません。

12 ページをお開き願いたいと思っております。認定条件でございますが、幅員が 4 メートル以上という形でございますが、大野町さんにつきましては 3 メートル以上という形でございます。延長等については規定があるようでございますが、三重町さんにつきましては、延長の規定等がないという状況であります。

町村道の維持管理でございますが、草刈等の委託、例えば、シルバー人材センター等に委託してもらって草刈等を行っているところもあれば、各地区に補助金として各地区でやっていただく、その代わり補助金を交付という形でやっているところ、もしくは原材料支給等を行っている、各町村ばらばらであるようでございます。道路補助制度につきましては、大野町さんに道路費補助規則というのがあります。緒方町さん朝地町さんにつきましては、原材料支給というものがあるようでございます。

13 ページをお開きください。道路占用でございます。占用規則につきましては、緒方町

さんと犬飼町さんにあります。ただし、緒方町さんにつきましては占有料の規定がございます。これは今年の3月議会で決定したということでございます。これは先ほど説明申し上げました占用料の丙地、町村の部分の金額と同じ金額ということでございます。

以上のことから、11ページに戻っていただきたいと思えます。調整案として、町村道については、現行の通り新市に引き継ぐ。新たな市道の認定基準については新市において統一する。町村道の維持管理については、合併までに統一する。道路補助制度については、合併時に廃止する。道路占有料については、新市において調整するという事で、提案致します。

続きまして、19ページから23ページの間、河川事業の取扱いについてご説明します。21ページをご覧いただきたいと思えます。根拠法令の河川法等を載せております。先ほどの道路と同じような意味合いで、右側に河川法の施行例で占用料等のうんぬんの部分を載せております。

22ページをお開き願いたいと思えます。22、23ページで、まず22ページ、大野郡の周辺の河川の占用料の部分の部分を載せております。23ページにつきましては、河川採取料について載せております。のちほどご覧ください。

それで、19ページに戻っていただきたいと思えます。まず、河川の管理規定でございますが、各町村、管理規定取り締まり条例等が設置されているようでございます。河川の補助制度としまして、大野町さんの方で、準用河川の改修の事業費に対して補助金を出しているということでございます。

20ページをお開きください。占用料でございます。緒方町さんに占用料の規定等があるということでございます。これに基づきまして、19ページ右上調整案でございます。河川補助制度については、合併時に廃止する。河川占有料等については、新市において調整する。という提案でございます。

続きまして最後のページ、24ページをお開き願いたいと思えます。建設一般補助金等の取扱いでございます。まず、1番と致しまして宅地防災工事補助金ということで三重町さんの方に、災害危険地域から移転した場合の、償還金利子等に対する補助という形で規定があるわけでございます。

2番と致しまして、水道料金の徴収委員に対する補助金という形で千歳村さんの方で補助制度があるということでございます。

3番分担金の徴収のことでございます。道路関係と致しまして、千歳村さんの方で、新設改良の部分につきましては、アスファルト舗装したとき、工事費の15%の分担金の徴収というような形の規定があるようでございます。

続きまして、急傾斜地崩壊の部分ですが、県営と町村営という形で載せています。県営の急傾斜地域につきましては、緒方町さん、朝地町さん、大野町さんについては分担金の徴収をしていないという状況であります。他の部分については、記載は違いますが、ほぼ同じ率であります。

町村営の急傾斜につきましては、清川、緒方さんの方で実施がないという形で、他の町村につきましては、大体、事業費総額の100分の10という形で載せているということでございます。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業につきましては、清川村、緒方町、千歳村で、事業実施がありません。他の部分につきましては、事業費総額の100分の5という形で書いてございます。以上のことから右の調整案ですが、宅地防災工事補助金は、合併時に廃止する。水道料金徴収委員補助金は、合併時に廃止する。分担金については、継続事業を除き、合併時に統一し、徴収する。ただし、道路関係については、合併時に廃止する。以上、ご提案を申し上げます。

芦刈会長

はい、協議第65号について説明を申し上げましたが、内容につきまして、質問等がご

ございますか。よろこびますか。はい、ありがとうございます。

続きまして、協議第 66 号「社会福祉協議会の取扱いその 2」について説明を申し上げます。

事務局（民生部会 内田）

民生部会の内田です。私の方から、協議第 66 号社会福祉協議会の取扱いその 2 について提案内容の説明をさせていただきます。

社会福祉協議会の取扱いにつきましては、その 1 で社会福祉協議会の合併に向けた基本方針の提案をし、承認されたところでもあります。

社会福祉協議会の合併協議会も 1 月 28 日に設立され、三重町社会福祉協議会の会長を合併協議会の会長として合併準備を現在しているところでございます。今回はその 2 としまして、現在、各町村が社会福祉協議会で行っておる補助事業や企画事業の合併後のあり方についての提案内容、調整内容とさせていただきます。

まず、5 ページをご覧ください。左下、社会福祉法の抜粋を載せておりますが、この社会福祉法によりますと、この目的社会福祉の目的とする事業を営むものには、その目的、地域福祉の推進、福祉サービスの提供等、いわゆる地域福祉の担い手としての役割が課せられているところであります。

2 ページをご覧ください。小項目 1、町村補助であります。人件費、運営費に各町村とも 1,000 万程度の補助が出されているところがあります。またその他単独補助として、町村単位で、補助されております。

小項目 2 の町村委託事業であります。高齢者福祉事業、児童福祉事業等事業別の委託料の合計を載せております。三重町や大野町のように民間があることにより民間に委託する事業の多い町村と、社会福祉協議会に委託しなければ、必要な事業の実施が困難な町村があり、その結果として委託数、委託料のばらつきがございます。

の介護保険事業であります。犬飼町さんが、社会福祉協議会に委託している事業を実施しているところでありますが、今年度よりこの事業を社会福祉協議会に移行するというところであります。

次のページをご覧ください。ここでは各町村が社会福祉協議会に施設等の運営管理委託をしている状況を載せております。社会福祉協議会の委託については、単に事業の委託だけでなく、在宅介護支援センターや児童館といった施設の運営管理も行っている現状であります。

以上のことを踏まえまして調整の具体的な内容としまして、1 ページをご覧ください。社会福祉協議会の取扱いその 2 について、

1、社会福祉協議会の運営にかかる補助金については、社会福祉法にいう地域福祉の担い手としての役割を踏まえ、新市においても継続する。ただし、補助の内容、補助額等については合併までに調整する。現在、委託している事業については、現行のサービス水準が低下しないように合併までに調整する。

以上、提案内容の説明をさせていただきました。

芦刈会長

はい、協議第 65 号について説明を申し上げましたが、質問等がございますか。よろこびますか。はい、ありがとうございます。以上で新規提案を申し上げました、11 項目につきましては、提案説明を終わらせていただきます。

続きまして、その他、今後のスケジュールについて事務局の方から説明をお願いします。

赤嶺事務局長

資料 1 の 12 のページをご覧くださいと思います。

次回の協議会は 4 月 22 日午後 1 時半から清川村中央公民館大集会室で行う予定でございます。続きまして資料の 14 ページをご覧くださいと思います。

協定項目の提案スケジュールを載せておりますが、本日までに 53 案件の確認ができたところでありまして、本日の提案数 11 件を足しますと 64 案件の提案をしたこととなります。次回 4 月 22 日提案予定の分を載せておりますが、特に協定項目 11 番の新市将来構想の策定及び新市建設計画につきまして、現在、事務作業で詰めているところでありまして、22 日に提案できるかということが、微妙になってきております。

従いまして、22 日に提案できない場合には、5 月 13 日に提案をしたいと事務局で今、調整をしているところですが、この決定につきましては次回の協議会でご報告申し上げたいと考えております。

続きまして、15 ページであります。これまでに提案確認されたもの、それから今後提案予定のものを掲載しているところでありまして、ご確認をお願いいたします。

続きまして、16 ページであります。4 月の 15 日に第 13 回の幹事会を行います。4 月 22 日第 14 回の協議会を予定しておりますが、4 月 28 日のところに挿入をお願いしたいというふうに思いますが、第 4 回新市名候補選定小委員会を午後 1 時半より大原総合体育館 2 階会議室で行う予定にしております。

17 ページであります。前回までの協議会で 5 月からは、月 1 回の協議会となる予定ということでご報告を申し上げておりましたが、新市建設計画の作業スケジュールによりましては、5 月 13 日も開催する可能性も残ってきたというご理解でよろしく願います。開催するかしないかの決定につきましては、次回の協議会でご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。以上で今後のスケジュールの提案を致します。

芦刈会長

はい、事務局の方から、ただ今、今後のスケジュールについてということで、提案がございましたが、スケジュールにつきまして、質問はございますか、よろしいですか。はい、ありがとうございました。

その他の項で委員の皆様方からご意見等がございませうか。よろしいですか、

はい、先ほど協議をいただきました新規協議と致しまして、計 7 項目の決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、ただ今、新規で提案を致しました 11 項目につきましては、各町村の新市まちづくり委員会あるいは議会の特別委員会等を経まして、4 月 22 日に開催されます第 14 回の清川村での協議会で協議をいただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

協議の進行につきまして、ご協力いただきましたことにつきまして、感謝と御礼を申し上げます。議長の座を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。先ほど協議第 62 号農林水産事業の取扱いについての誤記がありましたので、今お配りを致しますので、お持ち帰りをよろしくお願い申し上げます。そしてご連絡を申し上げます。この協議会終了後に町村長連絡会及び議員定数小委員会の連絡会を開催をしたいと思っております。

町村長ならびに議長、各新市まちづくり委員長は、別室の控え室の方に、会議室の方にこの後ご集合よろしくお願い申し上げます。

それでは最後に閉会のごあいさつを、千歳村議会議長の高野健治議長よりよろしくお願い申し上げます。

高野 副会長（千歳村高野議長）

大変お疲れでした。長時間、審議ありがとうございました。以上をもちまして、13回目の大野郡5町2村の合併協議会を閉会致します。ありがとうございました。

議事録署名

大 野 町 長

三重町
新市まちづくり委員長

書 記